

○財務省告示第百二十三号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年三月二十八日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百五十五回）

二 発行の根拠の法律及びその条項  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九條第一項並びに特別  
會計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三條第  
一項、第九十四條第二項、同條  
第四項、第九十五條第一項、第  
百三十六條第一項及び第三百十  
七條第一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五		
額最		払込		発		方募		
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	
面	金	金	金	金	金	金	金	
金	金	金	金	金	金	金	金	
千		七	四	三	五			
万		千	千	万	兆	億	額	額
円		九	六	二	二	面	面	面
		百	百	千	千	金	金	金
		円	円	九	七	額	額	額
			億	百	百	で	で	で
			五	五	八	四	五	五
			千	十	十	千	兆	二
			二	円	六	六	二	千
			百		億	百	七	七
			五		六	七	百	九
			十		千	億	九	十
			四		七	円	十	二
			万		百		二	

「国債市場特別参加者」のうち、第I非

各申込みのうち、応募額を順次割り  
 当てる。各市場特別参加者ごとの  
 募集限度額の範囲内において、各  
 申込みの応募額を割り当てる。

億額  
 面金  
 額で  
 四千六百七億円

五兆二千七百  
 二億六千七百  
 九十九万五千  
 二百五十四万  
 七千九百五十四万

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十五年三月二十八日
十二	発行期限	額面金額百円につき九十九円九
十三	償還金額	額面金額百円につき九十九円九
十四	元金支払額	額面金額百円につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十五年三月二十八日